

令和6年度 東京労保連主催
「総コンシステム・年度更新説明会」
(令和6年4月5、11日)

令和6年度 年度更新について

東京労働局 労働保険徴収部
適用・事務組合課 事務組合徴収第1係

本資料に関する問い合わせ先：適用・事務組合課 事務組合徴収第1係 (TEL 03-3512-1646)

目次

労働局からのお知らせ	1
労災保険率、労務費率の改定	2
令和6年度雇用保険料率のご案内	4
1 令和6年度の保険料率・拠出金率	5
2 委託事業場が作成し事務組合へ提出する書類	6
一括有期事業報告書・一括有期事業総括表の記入方法	9
3 事務組合が作成し労働局へ提出する書類	12
4 年度更新関係書類及び電子媒体の提出期間・提出先	18
5 保険料等の納期限及び口座振替納付日	20
6 滞納時の事務処理	21
7 増減額訂正報告	22
8 再確定報告	22
9 その他	23
10 注意事項	25

労働局からのお知らせ

1 令和7年度帳票配付希望調査から、事務組合の登録住所以外への配送を廃止

※令和5年4月21日付事務連絡「令和6年度に使用する年度更新諸帳票の配布希望調査について」

2 労働保険事務組合事務手続き(青本)の改定予定(令和6年8月版)

3 雇用保険の適用拡大(1週間の労働時間が10時間以上)※2028年度中に実施

労災保険の料率が変わります

令和6年度から労災保険率、労務費率、第2種特別加入保険料率を改定します。

令和6年度の労災保険の概算保険料は新しい料率で、令和5年度の確定保険料はこれまでの料率での申告をお願いします。

1. 労災保険率の改定

(令和6年4月1日改定)

事業の種類	番号	事業の種類	労災保険率		
			新	旧	
林業	02・03	林業	52/1,000	60/1,000	
	11	海面漁業 (定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く)	18/1,000	18/1,000	
漁業	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	37/1,000	38/1,000	
	21	金属鉱業、非金属鉱業 (石灰石鉱業又はトロライト鉱業を除く) 又は石灰鉱業	88/1,000	88/1,000	
	23	石灰石鉱業又はトロライト鉱業	13/1,000	16/1,000	
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5/1,000	2.5/1,000	
	25	採石業	37/1,000	49/1,000	
	26	その他の鉱業	26/1,000	26/1,000	
	31	水力発電施設、すい道等新設事業	34/1,000	62/1,000	
建設事業	32	道路新設事業	11/1,000	11/1,000	
	33	舗装工事	9/1,000	9/1,000	
	34	鉄道又は軌道新設事業	9/1,000	9/1,000	
	35	建築事業 (既設建築物設備工事業を除く)	9.5/1,000	9.5/1,000	
	38	既設建築物設備工事業	12/1,000	12/1,000	
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6/1,000	6.5/1,000	
	37	その他の建設事業	15/1,000	15/1,000	
	41	食料品製造業	5.5/1,000	6/1,000	
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4/1,000	4/1,000	
	44	木材又は木製品製造業	13/1,000	14/1,000	
	45	パルプ又は紙製造業	7/1,000	6.5/1,000	
	46	印刷又は製本業	3.5/1,000	3.5/1,000	
	47	化学工業	4.5/1,000	4.5/1,000	
	48	ガラス又はセメント製造業	6/1,000	6/1,000	
製造業	66	コンクリート製造業	13/1,000	13/1,000	
	62	陶磁器製品製造業	17/1,000	18/1,000	
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	23/1,000	26/1,000	
	50	金属精錬業 (非鉄金属精錬業を除く)	6.5/1,000	6.5/1,000	
	51	非鉄金属精錬業	7/1,000	7/1,000	
	52	金属材料品製造業 (鋳物業を除く)	5/1,000	5.5/1,000	
	53	鋳物業	16/1,000	16/1,000	
	54	金属製品製造業又は金属加工業 (洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く)	9/1,000	10/1,000	
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業 (めっき業を除く)	6.5/1,000	6.5/1,000	
	55	めっき業	6.5/1,000	7/1,000	
	56	機械器具製造業 (電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く)	5/1,000	5/1,000	
	57	電気機械器具製造業	3/1,000	2.5/1,000	
	58	輸送用機械器具製造業 (船舶製造又は修理業を除く)	4/1,000	4/1,000	
	59	船舶製造又は修理業	23/1,000	23/1,000	
	60	計量器、光学機械、時計等製造業 (電気機械器具製造業を除く)	2.5/1,000	2.5/1,000	
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5/1,000	3.5/1,000	
	61	その他の製造業	6/1,000	6.5/1,000	
	71	交通運輸事業	4/1,000	4/1,000	
	運輸業	72	貨物取扱事業 (港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く)	8.5/1,000	9/1,000
		73	港湾貨物取扱事業 (港湾荷役業を除く)	9/1,000	9/1,000
74		港湾荷役業	12/1,000	13/1,000	
81		電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3/1,000	3/1,000	
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13/1,000	13/1,000	
	91	消播、火葬又はと畜の事業	13/1,000	13/1,000	
	93	ビルメンテナンス業	6/1,000	5.5/1,000	
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5/1,000	6.5/1,000	
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5/1,000	2.5/1,000	
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3/1,000	3/1,000	
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5/1,000	2.5/1,000	
	94	その他の各種事業	3/1,000	3/1,000	
	90	船舶所有者の事業	42/1,000	47/1,000	



2. 労務費率の改定

請負による建設事業において、賃金総額を正確に把握することが困難な場合に保険料の算定に使用する労務費率は、以下のように改定します。(令和6年4月1日改定)

事業の種類	番号	事業の種類	請負金額に乗する率	
			新	旧
建設事業	31	水力発電施設、すい道等新設事業	19%	19%
	32	道路新設事業	19%	19%
	33	舗装工事業	17%	17%
	34	鉄道又は軌道新設事業	19%	24%
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く）	23%	23%
	38	既設建築物設備工事業	23%	23%
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	38%	38%
	37	その他の建設事業	組立て又は取付けに関するもの	21%
			その他のもの	24%

3. 第2種特別加入保険料率の改定

(令和6年4月1日改定)

事業又は作業の種類 の番号	事業又は作業の種類	第2種特別加入保険料率	
		新	旧
特1	労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という）第46条の17第1号の事業（個人タクシー、個人貨物運送業者、原動機付自転車又は自動車を使用して行う貨物の運送の事業）	11/1,000	12/1,000
特2	労災則第46条の17第2号の事業（建設業の一人親方）	17/1,000	18/1,000
特3	労災則第46条の17第3号の事業（漁船による自営業者）	45/1,000	45/1,000
特4	労災則第46条の17第4号の事業（林業の一人親方）	52/1,000	52/1,000
特5	労災則第46条の17第5号の事業（医薬品の配置販売業者）	6/1,000	7/1,000
特6	労災則第46条の17第6号の事業（再生资源取扱業者）	14/1,000	14/1,000
特7	労災則第46条の17第7号の事業（船員法第1条に規定する船員が行う事業）	48/1,000	48/1,000
特8	労災則第46条の17第8号の事業（柔道整復師）	3/1,000	3/1,000
特9	労災則第46条の17第9号の事業（創業支援等措置に基づく事業を行う高年齢者）	3/1,000	3/1,000
特10	労災則第46条の17第10号の事業（あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師）	3/1,000	3/1,000
特11	労災則第46条の17第11号の事業（歯科技工士）	3/1,000	3/1,000
特12	労災則第46条の18第1号の作業（指定農業機械作業従事者）	3/1,000	3/1,000
特13	労災則第46条の18第2号の作業（職場適応訓練受講者）	3/1,000	3/1,000
特14	労災則第46条の18第3号の作業（金属等の加工、洋食器加工作業）	14/1,000	15/1,000
特15	労災則第46条の18第3号の作業（陶磁器製造の作業）	5/1,000	6/1,000
特16	労災則第46条の18第3号の作業（動力機器による作業）	17/1,000	17/1,000
特17	労災則第46条の18第3号への作業（仏壇、食器の加工の作業）	3/1,000	3/1,000
特18	労災則第46条の18第2号の作業（事業主団体等委託訓練従事者）	18/1,000	18/1,000
特19	労災則第46条の18第1号への作業（特定農作業従事者）	3/1,000	3/1,000
特20	労災則第46条の18第1号への作業（労働組合等労働役員）	9/1,000	9/1,000
特21	労災則第46条の18第4号の作業（介護作業従事者及び家事支援従事者）	3/1,000	3/1,000
特22	労災則第46条の18第5号の作業（芸能関係作業従事者）	5/1,000	5/1,000
特23	労災則第46条の18第6号の作業（芸能関係作業従事者）	3/1,000	3/1,000
特24	労災則第46条の18第7号の作業（アニメーション制作作業従事者）	3/1,000	3/1,000
特25	労災則第46条の18第8号の作業（情報処理システムの設計等の情報処理に係る作業従事者）	3/1,000	3/1,000

なお、第3種特別加入保険料率（海外で行われる事業に派遣される労働者等）はこれまでと同様
3/1,000で改定はありません。

ご不明な点は、お近くの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

厚生労働省ホームページ：労働保険制度（制度紹介・手続き案内）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/980916_1.html

厚生労働省 労働保険制度

検索

または二次元コードから▶



令和6年度の雇用保険料率について

～令和5年度と同率です～

- ◆ 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです（令和5年度と同率です。）。
- ・ 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに引き続き6/1,000です。（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は7/1,000です。）。
- ・ 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）も、引き続き3.5/1,000です（建設の事業は4.5/1,000です。）。

<令和6年度の雇用保険料率>

負担者 事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率	
		失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率		
一般の事業 (令和5年度)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業 (令和5年度)	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業 (令和5年度)	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

(枠内の下段は令和5年4月～令和6年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL060215保01

1 令和6年度の保険料率・拠出金率

(1) 労災保険率・・・新料率に改定（令和6年4月1日施行）

メリット適用事業場の労災保険率



労働局から郵送予定（4月末ごろ）
「メリット対象事業場一覧」で確認

△5月末に厚生労働省より郵送される申告書に同封
→労災保険率決定通知書で再確認！

(2) 雇用保険料率・・・改定なし（令和5年度と同率）

(3) 一般拠出金率・・・改定なし（平成26年度から改定はありません）

2 委託事業場が作成し事務組合へ提出する書類

(1) 労働保険料等算定基礎賃金等の報告（賃等報告）

年度更新時、
労働局に提出しない



ただし、再確定や算定基礎調査
の際に、写しの提出が必要

●委託事業場が賃等報告を作成するために・・・

- ①「労働保険料を正しく申告納付するために」 ②「労働保険料算定基礎賃金等の報告」

自動計算
がある
エクセル

東京労働局HP > 各種法令・制度・手続き > 労働保険関係 > 労働保険の手続き
> 労働保険の年度更新（労働保険事務組合関係） に掲載

●委託事業場から、賃等報告を受理したら・・・

組様式第4号 労働保険料等算定基礎賃金等の報告 (事業主控)

① 労働保険番号: 府県 宮崎 基幹番号 枝番号
××301930010001

② 雇用保険事業所番号: ××01-064115-3

③ 事業の名称: ○○工業(株) TEL ××(××××)××××

④ 事業の所在地: ○○市○○ ○-○-○

⑤ 事業主の氏名: ○○ ○○ ⑥ 作成者氏名: ○○ ○○

⑦ 事業の概要(具体的に記入してください): ナイフ、フォーク等 食卓用刃物の製造業

⑧ 特掲事業: 該当する 該当しない

⑨ 令和5年度概算の延納: する しない

※ ③ 業種: 63701

区分	⑩ 令和4年度確定賃金総額				雇用保険対象被保険者数及び賃金			
	(1) 用労働者	(2) 役員で労働者扱いの者	(3) 臨時労働者	(4) 合計	(5) 被保険者	(6) 役員で被保険者扱いの者	(7) 合計	
令和4年4月	11人	2,768,898円	1人	363,510円	0人	0円	1人	363,510円

① 賃金の集計に誤りがないか確認

④ 労災保険のみの場合、雇用保険被保険者とならない理由の確認

⑧ 被保険者の確認

雇用保険被保険者関係届出処理簿と突合 (青本P91~93参照)

省 略

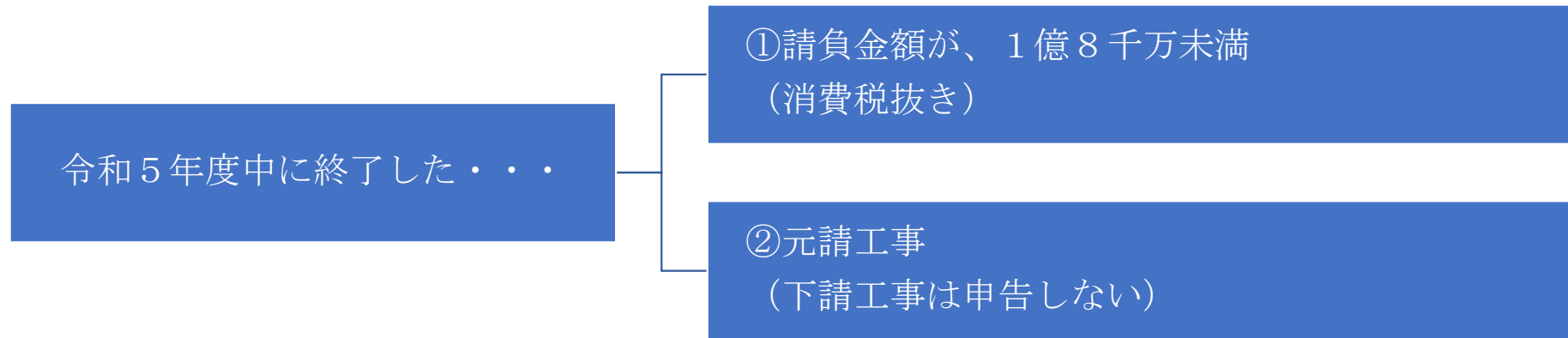
年度	用労働者	役員	臨時	合計	被保険者	役員	合計
令和4年12月	6,670,719	897,325	0	7,568,044	6,670,719	897,325	7,568,044
後期計	23,767,511	3,083,916	360,060	27,211,487	23,767,511	3,083,916	26,851,427
1カ月前後期平均				25,862千円			25,083千円
1カ月前後期平均				27,211人			26,851人
1カ月前後期平均				53,073千円			51,934千円

① 労働者数の平均に誤りがないか確認

⑫ 令和4年度確定		特別加入者	⑬ 令和5年度概算		⑭ 令和5年度賃金総額の見込み額		予備欄
承認された給付基礎日額	保険料算定基礎額	氏名	希望する給付基礎日額	保険料算定基礎額	労働保険	雇用保険	
12,000円	4,380,000円	○○ ○○	14,000円	5,110,000円	① 専任従業員	人	
10,000円	3,650,000円	○○ ○○	10,000円	3,650,000円	② 雇用保険被保険者	人	
					③ 支払基金総額	円	
					④ 見込み額	円	
					⑤ 賞与等臨時支給金の見込み額	円	
	⑩ 千円	合計	⑪+⑬ 千円	⑬ 千円	⑥ 合計	⑦ (④+⑤) 千円	
	8,030		61,833	8,760		⑧ (④+⑤) 千円	
						前年度と同額	
						前年度と同額	

② 特別加入者の確認

(2) 一括有期事業報告書（建設の事業）及び一括有期事業総括表



●委託事業場が一括有期事業報告書と一括有期事業総括表を作成するために・・・

①「一括有期事業報告書と一括有期事業総括表の作成及び記入について」

②「一括有期事業報告書・総括表（建設の事業）」

厚生労働省
作成様式
(エクセル)

東京労働局HP > 各種法令・制度・手続き > 労働保険関係 > 労働保険の手続き > 労働保険の年度更新（労働保険事務組合関係） に掲載

様式第7号(第34条関係)(甲) 労働保険 一括有期事業報告書(建設の事業) 記入例1

この3部は確定保険料申告の際に記載し、正、副を提出する。

労働保険番号	事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	① 請負金額の内訳				② 労務費率	③ 賃金総額
				請負代金の額	請負代金に 加算する額	請負代金から 控除する額	請負代金		
13101900005001	〇〇区〇〇 〇-〇-〇	29年12月16日から 5年3月15日まで	151,700,000			151,700,000	23%	34,891,000	
(平成30年3月31日以前工事開始分)	(小計)					① 151,700,000		② 34,891,000	
	××駅前第三ビル新築工事に伴う 大型ガラス板設置工事	〇〇区〇〇 〇-〇-〇	3年12月11日から 5年5月10日まで	8,000,000		8,000,000	23%	1,840,000	
	△△センター新設に伴う 冷暖房設備設置工事	〇〇市〇〇 〇-〇-〇	4年5月21日から 5年8月20日まで	6,000,000		6,000,000	23%	1,380,000	
(平成30年4月1日以降工事開始分)	(小計)					③ 14,000,000		④ 3,220,000	
事業の種類	35 建築事業(既設建築物設備工事業を除く)							6,946,000	

前年度中(保険関係が消滅した日までに廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。)

<地域要件の廃止について>
 工事開始日が平成31年3月31日以前の工事に関しては、定められた地域の範囲外の工事は記入できない。(例:記入例の35業種)
 工事開始日が平成31年4月1日以降の工事に関しては、地域要件が廃止されたため、どの地域の工事も記入できる。(例:記入例の38業種)

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

<賃金総額を労務費率を用いて算出する場合>
 工事開始日が平成27年4月1日以降の工事に関しては、消費税相当の請負金額に事業開始時期に応じた労務費率を乗じて算出する。

<一括有期事業報告書・一括有期事業総括表の記入方法(記入例1~3参照)>

(1) 一括有期事業総括表に記載されている「事業(工事)の種類」ごとに分ける。

💡ポイント💡
 1件の請負金額が、500万未満の場合はとりまとめて記載できる

(2) 一括有期事業総括表に記載されている「事業開始時期」ごとに請負金額を集計する。

(3) 上記(2)で集計された請負金額に、事業開始時期に応じた労務費率を乗じて賃金総額を算出する。

(4) 上記(2)・(3)で算出された請負金額と賃金総額一括有期事業総括表に転記し、事業開始時期に応じた保険料率・一般拠出金率を乗じて労災保険料額・一般拠出金額を算出する。

様式第7号(第34条関係)(甲)【別紙】 労働保険 一括有期事業報告書(建設の事業) 記入例2

労働保険番号	事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	① 請負金額の内訳				② 労務費率	③ 賃金総額
				請負代金の額	請負代金に 加算する額	請負代金から 控除する額	請負代金		
13101900005001	〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇	4年6月1日から 4年8月15日まで	5,000,000			5,000,000	23%	1,150,000	
	◇◇町〇〇 〇-〇-〇 外	4年4月10日から 5年3月15日まで	22,500,000			22,500,000	23%	5,175,000	
(平成30年4月1日以降工事開始分)	(小計)					⑤ 27,500,000		⑥ 6,325,000	
事業の種類	38 既設建築物設備工事業							6,325,000	

500万円未満の工事は「事業の種類」ごとにまとめて記入できる。

太枠部分⑤・⑥は一括有期事業総括表に転記する金額

<地域要件の廃止について>
 工事開始日が平成31年3月31日以前の工事に関しては、定められた地域の範囲外の工事は記入できない。(例:記入例の35業種)
 工事開始日が平成31年4月1日以降の工事に関しては、地域要件が廃止されたため、どの地域の工事も記入できる。(例:記入例の38業種)

別紙様式 記入例3

労働保険等
4年度一括有期事業総括表（建設の事業）

この3部は確定拠出年金の簿に記載し、正副を提出する。 事業主印

業種番号	事業の種類	事業開始時期	請負金額 円	労働者数 (%)	賃金総額 千円	保険料率(1000分の)		保険料額 円
						基本料率	ポイント料率	
31	水力発電施設、予い道等新設事業	平成27年3月31日以前のもの 平成30年3月31日以前のもの 平成30年4月1日以後のもの		18		89		
32	道路新設事業	平成27年3月31日以前のもの 平成30年3月31日以前のもの 平成30年4月1日以後のもの		19		79		
33	舗装工事業	平成27年3月31日以前のもの 平成30年3月31日以前のもの 平成30年4月1日以後のもの		20		62		
34	鉄道又は軌道新設事業	平成27年3月31日以前のもの 平成30年3月31日以前のもの 平成30年4月1日以後のもの		19		16		
35	港築事業	平成27年3月31日以前のもの 平成30年3月31日以前のもの 平成30年4月1日以後のもの	151,700,000 ①	23	34,891 ②	11	383,801	
14,000,000 ③			3,220 ④	9.5	30,590			
36	既設建築物改修工事業	平成27年3月31日以前のもの 平成30年3月31日以前のもの 平成30年4月1日以後のもの		22		15		
27,500,000 ⑤			6,325 ⑥	12	75,900			
36	橋樑設置の組立て又は据付けの事業	組立て又は据付けに関するもの その他のもの		38		7.5		
				40		6.5		
37	その他の建設事業	平成27年3月31日以前のもの 平成30年3月31日以前のもの 平成30年4月1日以後のもの		38		7.5		
				22		6.5		
				21				
合計				①	A 44,436		B 490,291	
				②	C 44,436 千円	③ 1000分の A.02	D 888 円	

太枠は一括有期事業報告書より転記された金額

二重枠のA~Dは申告書内訳に転記する金額

別添一括有期事業報告書の明細を上記のとおり総括して報告します。

郵便番号 (○○-○○○○)
電話番号 (○○-○○-○○)

○○年○○月○○日 住所 ○○区○○○-○-○

事業主 氏名 株式会社○○ 代表取締役 ○○○○
(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示 氏名 電話番号

<一括有期事業報告書・一括有期事業総括表の記入方法（記入例1～3参照）>



~~事業場の業種番号で記載~~



事業（工事）の種類ごとに記載！

●委託事業場から、一括有期事業報告書・一括有期事業総括表を受理したら・・・

□「事業の名称」等から「事業（工事）の種類」ごとに分けられている

□「事業開始時期」ごとに記載

□「事業の期間」から令和5年度中に終了した事業（工事）

□「請負金額」が1億8千万円未満(消費税抜き)の事業（工事）

□賃金総額（＝請負金額×労務費率）、労災保険料額（＝賃金総額×労災保険料率）、一般拠出金額（＝賃金総額×一般拠出金率）に誤りがないか検算の上、申告書内訳に転記

□提出用（正／労働局用）・事業主控等に事業主名が記載されている

3 事務組合が作成し労働局へ提出する書類

- (1) 保険料・一般拠出金申告書内訳 ※末尾2のみ、監督署用は提出不要
(3枚複写：労働局用、監督署用、事務組合控)

【注意点】

□申告済概算保険料額の不一致

- ・申告書に印字されている金額と申告書内訳（合計頁）で集計された合計額は必ず一致！
➡相違する場合、どこかの委託事業場の申告済概算保険料額が誤っている、漏れている、増額訂正報告をしていないのに誤計上している等の可能性

□新規委託事業場や委託解除事業場の記載漏れ

- ・委託日、解除日及び解除理由を必ず記載！
- ・令和5年度中に増減額訂正報告をした場合でも、申告書内訳に記載！

「日付」「増額・
減額訂正報告済」
の記入を忘れずに
(青本P50参照)

⚠減額訂正報告した委託解除事業場の一般拠出金に係る賃金総額は金額を0円と記載 ⚠

□委託解除事業場の概算保険料誤計上、委託継続事業場の概算保険料計上漏れ

- ・令和5年度中に委託解除した事業場については、解除年月日・解除理由等を記載
- ・委託継続する事業場については、必ず概算保険料を計上。

概算保険料0円で継続はできません

□第1種特別加入者の対象者・給付基礎日額・適用月数の誤記入

- ・申告された対象者・日額・月数が手続きした対象者・日額・月数と相違。
→特に令和5年度中に手続きした加入・脱退申請書控えや承認通知は必ず確認！

□常時使用労働者、被保険者の人数の記入漏れ

□日雇労働被保険者の取り扱い

- ・日雇労働被保険者に支払った賃金額は労災・雇用とも「賃等報告」に算入する必要あり

□ 1 円未満の端数処理

- 賃金総額に保険率を乗じて労災保険料及び雇用保険料を算出した際に、1 円未満の端数が生じた場合は原則切り捨てます。

例外は、

- ① 労災保険率・雇用保険料率の両方に小数点以下がある
- ② 労災保険（特別加入を除く）と雇用保険の賃金総額が同額
- ③ 賃金総額の下一桁が奇数

①～③を満たす場合、労災保険料に 1 円を加算（青本 P 44 参照）。

□ 労働局用・監督署用・事務組合控の種類ごとにまとめて提出

- 3 枚複写（同じ内容）で作成。
- 用紙右下にそれぞれ「労働局用」「監督署用」「事務組合控」と表示



仕分けを
しないで
提出する
のはNG

⚠提出する前に種類ごとの枚数があるか、拠出金のページ不足がないか確認⚠

(2) 保険料・一般拠出金申告書 (2枚複写：提出用、事業主控)

※ この点線の下にある領収済通知書(納付書)は、切り離してから金融機関へお持ちください。

□ 申告済概算保険料額が一致

- ・ 申告書に印字されている金額と申告書内訳(合計頁)で集計された合計額は一致!

□ 各労働者数欄記入、法人番号欄記入

- ・ 申告書内訳(合計頁)で集計された常時使用労働者数、雇用保険被保険者数の合計数を申告書に転記

□ 保険料過納額は一般拠出金への充当不可(本体の場合)

- ・ 労働保険料は一般拠出金には充当できないため、一般拠出金は合計金額から、一般拠出金の滞納分を差し引いた金額を納付。
 ➔ 返還する委託事業場から必ず、一般拠出金の交付を受ける

□ 令和5年度中に増額訂正報告をしていないメリット適用事業場

- ・ 令和5年度中に増額訂正報告をしていないメリット適用事業場の申告書は、厚生労働省から郵送されない
 → 年度更新の際、手書きの申告書・納付書を作成し、申告書に旧労働保険番号の労働保険率決定通知書の写しを添付して提出

□ 申告書と納付書は切り離す

(3) 一括有期事業報告書（建設の事業）及び一括有期事業総括表 (2枚複写：提出用、事業主控)

【注意点】

□未作成及び未提出

- ・ 作成していても未提出であったり、報告書のみ作成し総括表を作成していないケースが見受けられる
➡必ず作成の上、提出

□対象年度中の元請工事がなければ提出不要

- ・ 令和5年度中に終了した元請工事がなければ、電算用の組機様式第8号「労働保険等 一括有期事業総括表 算定基礎賃金等の報告」に特別加入者の記載があっても、労働局への提出は不要

□「一括有期事業報告書・総括表」は提出用・事業主控の種類ごとにまとめて提出

- ・ 提出する前に種類ごとの枚数があるか確認



□組機様式第8号「労働保険等 一括有期事業総括表 算定基礎賃金等の報告」について

- ・ 4枚複写（入力用・労働局用・事務組合用・事業主控）のうち、労働局用・事業主控は必ず提出
➡入力用は提出不要

(4) 電子媒体

＝保険料・一般拠出金申告書内訳の内容を保存したCDまたはDVD

【注意点】

□年度更新期間内に申告書内訳と同時提出

- ・ 1つの事務組合で1枚のみ作成し、申告書内訳と同時に提出
➔ 7月10日を過ぎて提出された場合、報奨金（電子化分）は交付されません！※申告書内訳を電子申請でも可。

<労働局からのお願い>

申告書内訳を電子（PDF）媒体で提出した場合であっても、紙の申告書内訳の提出のご協力をお願いします！

□紙の申告書内訳と同一の内容

- ・ 提出前に必ず確認
➔ 報奨金（電子化分）の交付要件の一つ

□読み込み不可、データなし

- ・ 内容が読み込めない
- ・ CDまたはDVDに、内容が保存されていない

不一致な
場合は
返却

《報奨金（電子化分）の交付要件》※令和5年度版より抜粋
次の要件のいずれにも該当する場合

- (1) 報奨金の交付対象事務組合であること。
- (2) 電子媒体の種類はDVD、CDであること。
- (3) 指定された形式で作成されたものであること。
- (4) 申告書内訳（電子）の内容は、年度更新時に提出する「申告書内訳」と同一の内容とし、内容に誤りがないこと。

申告書内訳（電子）は、年度更新時（6/1～7/10）に提出

4 年度更新関係書類及び電子媒体の 提出期間・提出先

～できるだけ早めの提出にご協力ください～

【令和6年6月3日（月）から7月 4日（木）】 九段第3合同庁舎1 2階 東京労働局 事務組合室

【令和6年7月5日（金）から7月10日（水）】 九段第3合同庁舎1 1階 受理特設会場 ※受付時間：9時～16時30分

【令和6年7月8日（月）】 立川地方合同庁舎7階 受理特設会場 ※受付時間：9時30分～15時

(1) 窓口持参の場合・・・上記期間内の上記場所で提出

※労働基準監督署・ハローワークへの提出はできません

(2) 郵送の場合・・・7月10日（水）必着（消印ではありません）

※切手を貼付した返信用封筒（事務組合控が入る大きさ）を同封

最終2日間（7月9日・7月10日）は窓口が大変混み合います。
余裕を持った提出をお願いします。

< 郵送先 >

切り取って
お使いくだ
さい

〒102-8307

千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎12階

東京労働局 労働保険徴収部 事務組合室 徴収第1係 あて

〒102-8307

千代田区九段南1-2-1

九段第3合同庁舎12階

東京労働局 労働保険徴収部
事務組合室 徴収第1係 あて

03-3512-1646

レター
パック用

お届け日数が繰り下げとなっています。
余裕をもって郵送してください！

5 保険料等の納期限及び口座振替納付日

- (1) 第1期…令和6年7月10日(水) 納付書による納期限
…令和6年9月6日(金) 口座振替納付日
- (2) 第2期…令和6年11月14日(木) } 納付書による納期限、
(3) 第3期…令和7年2月14日(金) } 口座振替納付日

<口座振替納付制度を利用している事務組合の確認事項>

① 事前通知ハガキの振替金額を確認

納付日の2～3週間前(第1期は8月下旬)に、振替金額を通知するハガキが厚生労働省から郵送
➡年度更新時に提出された申告書の金額と一致しているか確認

② 口座振替納付日前に口座の残高を確認

口座振替納付日当日に口座振替されたかを確認

💡ポイント💡

- ①2024(令和6)年度第1期分より、対象金融機関に「ゆうちょ銀行」が追加されます。
②申込用紙の変更※厚生労働省HPからダウンロードできます。

6 滞納時の事務処理（青本P 75～81参照）

- (1) 基幹番号全体の納付額から滞納分を差し引いた金額を納付
- (2) 滞納事業場報告書の提出 ⇒ 各納期限の翌日から2週間以内
- (3) 納入事業場報告書の提出 ⇒ 滞納事業場分の保険料等を納付した日の翌月の10日まで
＜口座振替納付制度を利用している事務組合の場合（青本P 76参照）＞

口座振替納付制度利用組合において、
やむを得ず委託事業場から保険料等の交付を受けられなかった場合
➡数日前までに金融機関に該当基幹番号の口座振替停止を依頼
➡口座振替納付日までに、基幹番号全体の納付額から滞納分を差し引いた金額を手書き用の納付書で納付

★立て替え払いの禁止★

事業場から交付を受けられなかった場合、事務組合が立て替えて納付することは絶対にしないでください。

7 増減額訂正報告（青本P55～61参照）

- （1）年度途中の新規委託は「増額訂正報告」⇒ 委託日以降の概算保険料の申告
- （2）年度途中の委託解除は「減額訂正報告」⇒ 委託解除日までの保険料・拠出金の確定申告

💡ポイント💡

令和6年度より、3期の報告期日が**12月20日**に変更

8 再確定申告（青本P62～69参照）

以前に申告した確定保険料や拠出金が誤っていた場合に、正しい保険料や拠出金を申告し直す手続。特に遡って雇用保険の取得手続きをされた場合は、算入漏れの可能性があるため、必ず遡及した年度の申告内容を確認し、必要に応じて速やかに再確定申告をしてください。

💡ポイント💡

令和4年度は、前期（R4.4.1～R4.9.30）・後期（R4.10.1～R5.3.31）で申告書内訳を記載

9 その他

(1) 主たる事業の種類が変わった場合は、業種変更の手続きが必要。(青本P28～30参照)

(2) 雇用保険の取り扱い

①雇用保険の加入要件2点を満たした労働者であれば、本人の意思に関係なく被保険者となります。(法人等の代表者・昼間学生等一部の労働者は被保険者になりません。)

＜加入要件＞ ア：1週間の所定労働時間が20時間以上

イ：31日以上の雇用見込み

②雇用保険マルチジョブホルダー制度(令和4年1月1日施行)

＜加入要件＞ ア：複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者

イ：2つの事業所(1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上

20時間未満)の労働時間を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上

ウ：2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上であること

※詳細については、ハローワークにご相談ください

令和5年度からの
取り扱いです

(3) 年度更新時に提出された書類への受付印押印の簡略化を実施

<提出された書類の1番上の用紙にのみ押印>

- 申告書内訳

※各基幹番号ごと、1番上の用紙のみ押印

※組機様式第10号(続紙)の提出がある場合、

各基幹番号ごと、1番上の用紙のみ押印

<提出された書類すべてに押印>

- 申告書

- 還付請求書

- 特例計算対象者内訳

- 一括有期事業報告書

- 一括有期事業総括表

10 注意事項

- (1) 雇用保険の加入要件を満たす短時間労働者の算入漏れ
- (2) 労働者の賃金の一部が算入漏れ
- (3) 労災保険率の適用誤り
- (4) 一括有期事業に該当する工事の記載漏れ
- (5) 労働保険の対象とならない労働者の賃金の誤算入
- (6) 労働保険の対象とならない役員の報酬等を賃金総額に誤算入
- (7) 消費税等相当額込みの請負金額の誤計上
- (8) 一括有期事業に該当しない工事の誤記載